番 1. ①

項 下記の統計資料について公表すること

高齢者数、介護認定数(率)、高齢者独居数、高齢者のみの世帯数

(下線部について回答)

本市ホームページにおいて、以下のとおり国勢調査の実施年次ごとに集計結果を公表しています。

• 高齢者数

第3表 行政区別、年齢(5歳階級)別人口>(再掲)年齢3区分別人口>65歳以上

• 高齢者独居数

第8表 行政区別、年齢(5歳階級)、男女別高齢単身者数

・高齢者のみの世帯数

第9表 行政区別、夫の年齢(5歳階級)、妻の年齢(5歳階級)別高齢夫婦世帯数

最新の調査年次である令和2年国勢調査の集計表は、下記ページ最下部のExcel ファイル「令和2年国勢調査 人口等基本集計 (大阪市)統計表」に掲載しています。

【本市ホームページ「令和2年国勢調査 人口等基本集計 (大阪市)」URL】 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549394.html

番号	1. ①
項目	下記の統計資料について公表すること 高齢者数、 <u>介護認定数(率)</u> 、高齢者独居数、高齢者のみの世帯数
	線部について回答)
	市の区別の認定者数については、以下のホームページ上にて公表しております。 ps://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000133029.html
1100	,, , elejt esana. 18. Jp, lanasni, page, escolestica.
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理G) 電話:06-6208-8028

番号	1. ②
項目	下記の各区の統計資料を公表すること。 保険料の滞納者数、軽減者数と内訳数
4.]答) 3和6年度決算時点の区別の保険料の滞納者数、軽減者数と内訳数については、別紙1 :おりになります。
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(保険給付G) 電話:06-6208-8059

番号	1. ③
項	下記の各区の統計資料を公表すること。
目	介護事業者数(種類別)
(□]答)
区	ご別の介護事業者数(令和7年4月1日時点)は、別紙2のとおりです。
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定指導G) 電話:06-6241-6310

番号	1. ③
項目	下記の各区の統計資料を公表すること。 介護事業者(種類別)
(巨]答)
Image: section of the	ご別の介護事業者数(入所施設等)は別紙3のとおりです。
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話:06-6241-6530

番号	1. ④
項目	下記の各区の統計資料を公表すること。 特別養護老人ホームの待機者数
(口]答)
別.	紙4のとおりです。
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話:06-6241-6530

番 号	1. ⑤
項目	下記の各区の統計資料を公表すること 保育所の年齢別受入数と申込数、保留者数(理由別)

令和7年4月1日時点の保育所の年齢別受入数は次のとおりです。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5 歳	合計
北区	164	514	562	535	512	512	2, 799
都島区	107	380	412	457	442	441	2, 239
福島区	104	354	419	410	433	423	2, 143
此花区	50	206	263	288	246	302	1, 355
中央区	142	380	446	363	344	324	1, 999
西区	122	422	410	476	436	461	2, 327
港区	69	212	281	294	300	307	1,463
大正区	62	202	223	250	261	274	1,272
天王寺区	115	354	377	395	373	380	1,994
浪速区	77	211	247	189	185	194	1, 103
西淀川区	108	323	388	354	374	369	1,916
淀川区	221	633	703	660	641	634	3, 492
東淀川区	228	544	614	538	558	545	3,027
東成区	95	307	346	324	342	328	1,742
生野区	153	422	513	486	475	482	2,531
旭区	114	297	360	344	333	327	1,775
城東区	235	698	783	800	796	808	4, 120
鶴見区	181	483	551	563	554	580	2,912
阿倍野区	133	403	466	430	477	464	2, 373
住之江区	101	315	387	363	446	448	2,060
住吉区	175	522	612	572	575	583	3,039
東住吉区	170	470	577	543	591	630	2, 981
平野区	182	633	741	823	827	818	4,024
西成区	82	253	289	286	255	317	1, 482
合計	3, 190	9, 538	10, 970	10, 743	10,776	10, 951	56, 168

令和7年4月1日時点の申込数、保留者数(理由別)は次のとおりです。

Ø	名	新規利用 申込み数 (空台医定者のか)	新規利用 見童数	板质希望	利用保管数	一時預かり 実施特能関	企業主導型 保育事業	育体中	求職活動 体止中	特定保育所 希里等	谷禮兒童教
比	区	689	563	19	107	0	18	47	0	42	0
部 島	。 区	535	442	21	72	0	2	51	15	14	0
a A	. 区	569	440	23	106	0	11	37	0	58	0
比 花	区	319	248	7	64	1	0	17	5	41	0
中央		581	464	4	113	1	8	59	0	45	0
西	区	522	445	12	65	0	3	21	3	38	0
巷	区	409	327	1	81	0	3	25	5	48	0
大 正	区区	301	286	1	14	2	0	4	0	8	0
天王	寺区	593	473	21	99	3	9	42	0	45	0
溴 速	区	287	248	3	36	0	0	17	0	19	0
西淀	川区	573	468	22	83	0	3	21	13	46	0
定川	区	903	723	36	144	0	3	31	15	95	0
東淀	川区	993	733	42	218	0	14	29	51	124	0
東成	文 区	456	373	15	68	0	2	24	8	34	0
生 野	? Z	704	615	12	77	7	2	24	2	42	0
18	区	481	333	26	122	4	13	25	11	69	0
成 東		1,053	866	45	142	0	5	46	22	69	0
邁 見		784	567	10	207	3	9	40	4	151	0
河倍	野区	681	517	26	138	1	22	65	4	46	0
主之	江区	501	413	10	78	0	10	21	8	39	0
主主	区	797	653	12	132	0	6	42	22	62	0
東住	吉区	729	524	16	189	0	7	37	38	107	0
平 野		1,034	900	21	113	0	1	30	0	82	0
西成	又	346	279	7	60	1	3	12	13	31	0
ř	t	14.840	11,900	412	2,528	23	154	767	229	1,355	0

番号	1. ⑥
項	下記の各区の統計資料を公表すること。
目	市営住宅の総数、空家(政策)数、直近の募集戸数と申込数

大阪市営住宅の管理戸数及び一般空家戸数、政策空家戸数については、以下のとおりです。

行政区	管理戸数	一般空家戸数	政策空家戸数	
北	1,775	89	170	
都島	2, 136	157	47	
此花	4, 037	294	438	
中央	222	18	0	
港	4, 327	293	165	
大正	4, 483	193	651	
天王寺	919	58	9	
浪速	3, 887	247	294	
西淀川	3, 277	260	117	
淀川	4, 719	217	580	
東淀川	13, 918	1, 558	1, 214	
東成	83	6	1	
生野	856	33	125	
旭	3, 275	324	157	
城東	6, 064	319	429	
鶴見	8, 815	866	282	
阿倍野	1, 527	68	190	
住之江	9, 053	1,300	194	
住吉	8, 250	774	200	
東住吉	1,885	253	100	
平野	24, 200	2, 358	2,779	
西成	3, 178	242	319	
合計	110, 886	9, 927	8, 461	

※令和7年8月末時点

令和7年7月定期募集の募集戸数及び応募件数は以下のとおりです。

		-L+-H+ (+L-)//	
夏佳 百粉	2 058		7 102
 	2,000	心夯Ҥ剱	1, 102

担当 都市整備局 住宅部 管理課 入居契約担当 電話:06-6208-9264

番号	1. ⑦		
項目	下記の各区の統計資料を公表で ガン検診の分母(対象者数)	ること。	
(巨	<u> </u> 日答)		
別	川紙5のとおり		
担当	自 健康局 健康推進部 健康	くり課電話	: 06-6208-9943

番号	1. 8
項	下記の各区の統計資料を公表すること。
目	生活保護受給者で社会保険加入者を除く特定健診受診対象者数と受診者数
(下	線部について回答)
別	紙6のとおり
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

 番
 1. ⑨

 項
 下記の各区の統計資料を公表すること。

 目
 市立学校(災害時避難所)の洋式トイレ率

(下線部について回答)

市立小・中学校の各区ごとのトイレ洋式化率(令和7年3月31日現在)は下記の通りとなります。

○北区74.7% ○都島区63.2% ○福島区71.7% ○此花区73.8%
○中央区71.9% ○西区78.8% ○港区55.8% ○大正区61.1%
○天王寺区65.2% ○浪速区70.8% ○西淀川区69.2% ○淀川区61.3%
○東淀川区63.8% ○東成区62.1% ○生野区63.2% ○旭区64.2%
○城東区65.7% ○鶴見区69.1% ○阿倍野区58.7% ○住之江区68.0%
○住吉区65.1% ○東住吉区60.1% ○平野区56.4% ○西成区59.9%

番	
号	2. ①
	介護保険料・国保料の引き下げ、特定健診項目の拡大、ガン検診の無料化、生保受
項目	給者への健診受診票の送付、保留児童解消のための保育所の増設を課長会議などで
	本庁に要請すること。

【介護保険料】

介護保険料の引き下げについては、福祉局において、国に対し介護保険制度にかかる国の負担割合の引き上げを要望するとともに、本市の第9期の介護保険料の算定に際して介護給付費準備基金の取崩しを行っているところですが、いただきましたご要望について、福祉局へお伝えしてまいります。

【国民健康保険料】

国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。

平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和6年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。

令和6年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりましたが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用することなどによる財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めていきます。

また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。

【特定健康診査】

次に、特定健康診査の健診項目については、国が定める基本的な健診項目に加え、事業

開始当初から、血糖検査は空腹時(随時)血糖及びHbA1cの両検査を実施しており、平成25年度からは、腎機能検査(血清クレアチニン・血清尿酸検査)を実施しています。医師が必要と判断した場合に実施する詳細な健診(貧血検査・心電図検査・眼底検査)についても無料で実施しています。加えて、令和7年度からは、特定健診の必須項目に視力、聴力等を追加した「国保プラス健診」事業を新たに実施しているところです。

今後とも周知・広報活動を継続して実施するとともに、健診内容の充実を図り、受診率 の向上に努めてまいります。

特定健診の項目の拡大など、内容の充実につきまして、保健業務主管課長会にて担当局 に意見・要請が行われているところでございます。

【がん健診】

がん検診の無料化につきましては、一部の検診を無料で受診いただくことができ、年齢 に応じて無料クーポンをご利用いただくことができます。引き続き特定健診・がん検診の 受診率の向上をめざしてまいります。

また、大阪市健康診査は、生活保護または中国残留邦人支援給付を受給中の方を対象とした健診です。お申込みから約2週間程度で受診券などが大阪市健康局から送付されます。いただきましたご意見を踏まえ、いずれの項目につきましても、必要に応じて担当局に要請してまいります。

【保育所の増設】

保留児童解消のための保育所の増設につきましては、毎年、保育所の必要度に合わせて増設を希望する旨、シティマネジャー(区長)から担当局に対して意見付与を行っています。

担当

港区役所 窓口サービス課(保険年金・保険グループ) 電話:06-6576-9956

港区役所 保健福祉課 (保健衛生グループ) 電話:06-6576-9202 港区役所 保健福祉課 (介護保険グループ) 電話:06-6576-9859

港区役所 保健福祉課 (保健福祉グループ) 電話:06-6576-9857

番号	2. ②
項目	各区の協議で出された市への意見・要望についても、速やかに本庁に届けること。
V	ただいたご意見等については所管局・部署へ情報共有いたします。
担当	港区役所 総務課 (総合政策グループ) 電話: 06-6576-9683

番号	3. ①
項目	介護の申請や相談については、懇切丁寧に対応すること。
(口	[答]
	護保険に関する申請や相談については、これまでから、被保険者の状況を聞き取り、
)方の状況に応じた説明を丁寧に行っているところです。引き続き、丁寧な対応に努め -
ます	
担当	: │ 港区役所 保健福祉課 (介護保険グループ) 電話:06-6576-9859

番 3. ② 3. ②

介護保険料の滞納者・未納者については、無理な取り立てや滞納処分をせず、換価の 猶予など理解と納得を得た対応を行うこと。

(回答)

介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。 介護保険料の滞納は、歳入の確保といった介護保険運営上の問題にとどまらず、被保険 者間の負担の公平性を損なうものであることから、滞納被保険者に対する粘り強い納付督 励を行いながら、滞納保険料の圧縮・解消に努めているところです。

介護保険料については、介護保険法第144条により、「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする」と規定されており、地方自治法第231条の3第3項に規定される歳入については、納期限までに納付がない場合、期限を指定して督促を行い、督促による納付期限までにその納付すべき金額の納付がない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定されています。

本市では、納付期限までに介護保険料の納付がない場合、あらためて納付期限を定め、 督促状を送付し納付をお願いしているところであり、督促状送付後においても、お電話や 文書の送付、必要に応じて訪問を行うなど、きめ細かに納付のお願いをしているところで す。しかしながら、納付のご相談や特段の事情がないまま滞納が累積している場合には、 やむを得ず上記規定に基づき、滞納処分(差押え)を執行しています。

なお、納付困難の相談対応時等に、生活の困りごと等を把握した場合には、適切な相談 支援機関を案内するなど、丁寧な対応を行っているところです。

番号	3. ③
項目	介護保険料の軽減措置について、チラシを決定通知書に同封したり、広報紙に掲載するなど、制度を広く告知し、活用すること

本市では、介護保険料決定通知書を送付する際に同封するチラシに、減免制度についての情報を記載し、毎年すべての被保険者へ周知しております。また、本市のホームページに情報を掲載するほか、介護保険パンフレット(ハートページ)に記載し、市役所・区役所・その他関係機関の窓口に常備しています。加えて、減免制度の説明ビラを各区窓口に設置し、来庁者に案内しております。

さらに、65歳に到達した方や市外からの転入者など、新たに被保険者資格を取得する方へ介護保険被保険者証を送付する際、減免制度を記載した介護保険ハンドブックを同封することで、被保険者へ情報を周知できるよう努めております。

番 3. ④

項目

介護認定は速やかに認定出来るように必要な措置を講ずること。また、「緊急を要する者」については、迅速に認定するよう催促すること。

(回答)

要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第 27 条に基づき当該申請を受理してから 30 日以内に行う必要があり、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると 考えております。

本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援 認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼 を行うとともに、依頼後 15 日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、 進捗管理の徹底を指示しています。

認定調査業務の委託事業者については、これまで大阪市社会福祉協議会にのみ認定調査 の委託を行っておりましたが、令和3年度から、新たな法人にも参入いただくなど、調査 体制の強化を図ってきております。

なお、末期がん等の方など要介護・要支援認定を迅速に行う必要がある方につきましては、認定申請受付時に各区保健福祉センター介護保険担当、または認定事務センターから各訪問調査員室に認定調査を至急で行っていただくよう電話連絡を行っております。各訪問調査員室は、認定調査依頼書の到着を待たずに、被保険者等申請者へ訪問日の日程調整を行い、迅速な認定調査を行っております。また、認定申請時に末期がん等で、至急対応の対象とした被保険者については、一次判定日より直近の審査会当日に至急案件として追加で審査判定を行う等迅速な認定が行えるような体制を構築しております。

引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。

番 3. ⑤

項目

訪問型サービス(生活援助)が、幅広く利用できるよう地域包括支援センターと連携 して改善すること。

(回答)

本市では、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のサービスとしてそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。

訪問型サービスのうち生活援助型サービスについては、令和4年度では 121,507 件、令和5年度では 126,244 件、令和6年度では 127,698 件の利用実績があり、今後の見込みにつきましては、第9期計画におきまして、令和7年度が 126,254 件、令和8年度が 126,199件を推計しております。

なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要となります。

ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、サービス利用対象者に対して適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う際に、訪問型サービスの決定プロセスを標準化し、客観的に判断するための指標を設けています。訪問型サービスの選択にあたっては、地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者が当該指標に沿った振分を行い、利用者の状態に応じた適切な訪問型サービスを利用いただいています。

福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理G) 電話:06-6208-8028

高齢者施策部 地域包括ケア推進課(地域包括ケアG)電話:06-6208-8060

担当

福祉局

番 3. ⑥

項目

虐待や孤立、近隣とのトラブル・サービス拒否等の「支援困難者」の支援については、 サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが連携してケアマネジメントを行うこと。

(回答)

地域包括支援センターでは、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、他の職種や地域の関係者、関係機関と連携し、助言等を行うこととしています。

複合的な課題を含む相談については、地域包括支援センターが様々な関係機関と連携・協力して対応していますが、既存のしくみでは解決できない場合には、各区において、総合的な相談支援体制の充実事業を活用し、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し支援方針等を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催するなど、支援が困難な事例の解決に向けて取り組んでいるところです。

福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 (地域包括ケアG) 電話: 06-6208-8060 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話: 06-6208-7973

担当

番号	3. ⑦
項目	おむつを必要とする要介護者・高齢者のおむつ代を補助すること。

本市の介護用品支給事業では、次の要介護高齢者を在宅で介護されている家族(介護者) を対象とし、介護者世帯および要介護高齢者世帯ともに、市民税非課税世帯である場合に、 「おむつ」をはじめとした介護用品と引き換えることができる給付券を交付しています。

- ① 介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方
- ② 介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方

当事業は、高齢者福祉の増進を図ることを目的とするとともに、在宅において要介護高齢者を介護する家族の負担を軽減するために実施しており、今後も国の制度の動向や、利用者のニーズ等を把握しながら引き続き事業を実施してまいります。

	番号	3. 8
項 補聴器購入助成制度については、区役所で申請受付を行うなど改善すること。		補聴器購入助成制度については、区役所で申請受付を行うなど改善すること。

本事業は、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。

申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に掲載していますが、 各区役所をはじめ、案内冊子を様々な場所で配布するなど、多くの方に手に取っていただ けるよう、広く周知に努めてまいります。 番 3. 9

項日

高齢者が外出したり、地域で活動・交流できるように、「老人憩いの家」が積極的に活用されるように、財政や人的支援の施策を行うこと。

(下線部について回答)

本市では、高齢者の外出機会の増加等を図るため、Osaka Metro や大阪シティバスを 50 円で乗車できる敬老優待乗車証を交付しているほか、高齢者自身の自主的な活動組織で地域におけるの社会参加促進等の活動を行っている老人クラブの育成を図るための補助を行っております。また、高齢者の地域における生きがいづくりの拠点施設として、百歳体操や教養講座などの実施、高齢者の地域福祉活動や自主的な活動を支援する老人福祉センターを各区に設置するなど高齢者福祉施策を進めております。

また、大阪市では令和2年4月1日に老人憩の家の制度が廃止され、地域集会施設の制度に集約されたことを受けて、港区でも地域集会施設と老人憩の家を一本化し、現在、地域集会施設は、地域の方々によって管理運営され、多くの方々が利用されています。

引き続き、地域集会施設が地域活動の拠点として幅広く活用され、より多くの方々が利用しやすい地域集会施設となるように、地域集会施設の管理運営や地域活動等を担う地域の方々と連携していきます。

担当

福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいG 電話:06-6208-8054 港区役所 協働まちづくり推進課(市民活動推進グループ) 電話:06-6576-9884

番号	4. ①
項目	乳幼児健診(3か月、1歳半、3歳)の未受診者児童をなくすこと。

担当

本市では、3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を各区保健福祉センターにおいて 集団方式で実施しております。

未受診児童へは、各区保健福祉センターより郵送による再通知や電話・訪問等による受診勧奨を根気よく行い、受診勧奨の取組みに努めております。取組みを行ってもなお未受診で連絡が取れない家庭については、保健師による訪問に加え、通所施設等への状況確認や、民生委員・児童委員・主任児童委員による見守り等を実施し、現状の把握や乳幼児健康診査の受診勧奨に努めております。

引き続きあらゆる手法を用いて受診勧奨に努めてまいります。

番号	4. ②
項目	幼稚園や保育園に通っていない「4歳児訪問事業」の実情を公表すること。

本市では令和2年度より「大阪市版ネウボラ」の取組の一環として、本市に居住する全 ての4歳児を対象としたポピュレーションアプローチとして、保健師等による健康教育や 子育て相談、絵本配付などを行う「4歳児訪問事業」を実施しております。

令和6年度の実績につきましては、施設訪問が16,593件、家庭訪問が284件、合計16,877件となっており、幼稚園や保育所等を利用していない未就園児の実情については、個々の実情の公表は難しいと考えておりますが、今後も本事業により、3歳児健康診査以降、就学時健康診断(5歳児)までの間の全4歳児を対象とした状況把握を実施し、妊娠期から子育で期までの切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

番号	4. ③
項目	無料低額診療医療制度を広く啓発し、利用をはかること。

「無料低額診療事業」は、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う事業であり、本市内では15箇所の病院、34箇所の診療所にて本事業が実施されています。(令和7年10月1日現在)

当該事業の周知については、大阪市ホームページのほか、市民の皆さんのくらしに役立 つ情報をまとめた生活ガイドブック「大阪市くらしの便利帳」に当該事業の概要に関する 記事を掲載しています。 番 4. ④

項目

コロナ・インフルエンザなどの感染症、熱中症、食中毒等の対策について、区民への 情報発信、区民の要望への対応など、丁寧に対応すること。

(回答)

担当

感染症の対策として、新興・再興感染症の発生やまん延等に備え、令和4年12月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和6年3月に「大阪市感染症予防計画」を策定したところです。平時から、各区保健福祉センターとの役割分担や相互連携を図るとともに、大阪府など関係機関とも連携しながら、感染症対策に努めてまいります。

熱中症の対策について、本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、熱中症予防についての注意喚起を行っております。今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局等において熱中症対策に取り組んでまいります。

食中毒の対策について、食中毒等の飲食に起因する危害の発生を未然に防止し、市民の食生活の安全性確保を図るため、本市では毎年、食品衛生法等の規定に基づき大阪市食品衛生監視指導計画を策定し、監視指導を行っています。当該計画の策定にあたってはパブリック・コメントを実施し、市民の意見を募集し、その内容を計画に反映しています。また、市民の皆さんに対しては、食中毒予防等の食品衛生に関する最新情報をSNS、大阪市ホームページや広報紙等を用いて、広く発信しています。さらに、例年、高温多湿のため細菌性食中毒が発生しやすくなる夏期及び、ノロウイルスによる食中毒が多く発生する冬期は、啓発チラシの配布、食中毒予防街頭キャンペーン等の啓発事業も実施しています。

健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話:06-6647-0656

健康局 健康推進部 健康施策課 電話:06-6208-9953 健康局 生活衛生部 生活衛生課 電話:06-6208-9991

番 5. ①②

項目

- ① 国保料の滞納者や納入困難者への相談は、「支払い可能な」優しい対応をおこなうこと。
- ② 滞納者については、給与などの差し押さえは極力避けて、「滞納処分の停止」 などの処置を躊躇することなく活用すること。また、換価の猶予、納税の猶予 を活用すること。

(回答)

国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。

本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。

保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その 結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産 の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、 個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。

それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、 関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っております。

また、滞納処分を行う財産がないなどの理由により、納付能力がないと本市が判断したときは、関係法令に基づき、納付能力が回復するまで滞納処分の停止等を行っております。

番 5. ③ 号

項日

所得減少減免措置の広報を行い、申請・相談者には丁寧に対応するとともに、申請・審査は区役所で行うこと。また、即時減免については、見積の裏付け書類等を簡素化するなど利用しやすく改善すること。

(回答)

保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところです。

減免制度につきましては、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを 同封するとともに本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページか らダウンロードすることが可能です。

減免申請の受付・審査は各区役所で行っており、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。また、減免申請の受付・審査の際には、減免可否及び所得減少率を適正に判定するため、必要書類等を求めているところです。

(回答)

一部負担金減免制度の制度周知につきましては、これまでも「区役所窓口等へのビラの 配架」のほか、資格確認書送付の際に同封する「国保だより」や、該当する世帯に2か月 毎に送付する「医療費のお知らせ」、「大阪市の国民健康保険(パンフレット)」、といった 紙媒体による周知や、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところです。 ホームページに関しては、関連ページで制度案内を掲載するとともに、一部負担金減免 制度を案内するページにアクセスしやすくなるようリンクを設定するなど、内容の充実に 努めております。 番 5. ⑤

項目

マイナー保険証を保持してない人への資格確認証送付等の措置を広く知らせること。

(回答)

マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関で受診等する際は、保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」といいます。)を基本とする仕組みに移行しました。

法令等においては、各保険者は、マイナ保険証をお持ちの方には、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方等には、引き続き保険診療を受けられるよう世帯主の申請に基づき「資格確認書」を交付することとされています。

なお、厚生労働省通知において、当面の間はマイナ保険証をお持ちでない方には、申請 によらず資格確認書を交付することとされました。

本市の国民健康保険におきましても、当該通知に基づき、令和7年10月中に対象の方に 資格確認書を一斉交付する予定であり、制度案内パンフレット及び各区広報誌、ホームペ ージ、SNS 等にて広報を行っています。

本市といたしましても、引き続き市民の方々に安心して「マイナ保険証」をご利用いただけるよう、マイナ保険証を基本とする趣旨やメリットについて丁寧な広報・周知に努めているとともに、国民が納得できる丁寧な説明や制度の周知徹底を図るよう国に要望しているところです。

番号	6. ①
項目	特定健診向上のために、様々な努力を行うこと。

大阪市国民健康保険では、特定健診をより受診しやすいものとするため、特定健診の受診費用を無料にするとともに、対象者全員に受診券を送付し、身近な医療機関で受診ができる個別健診と、区役所や小学校等で受診ができる集団健診を実施しています。さらに、健診機会の確保のために受診者の利便性を考慮して、個別健診では市内 1,600 か所だけでなく府内 2,700 か所の取扱医療機関で受診できるようにしており、集団健診では年間約300回実施し、特定健診とがん検診の同時実施や休日開催を実施しています。

また、各区役所と連携した特定健診の周知・啓発、未受診者全員へのSMSや受診勧奨はがきの送付、大阪府医師会と連携したかかりつけ医からの受診勧奨等を実施し、特定健診の受診率向上に努めております。令和6年度からは新たに、おおさか健活マイレージ「アスマイル」の市町村独自ポイントの付与を実施し、より効果的な受診勧奨となるよう努めてきました。

令和7年度は国保人間ドックの無料対象者年齢の拡大、また新たに特定健診の必須項目に視力、聴力等を追加した「国保プラス健診」の事業を実施しており、その結果を分析・評価し、より効果的な受診勧奨の検討を進めてまいります。

番号	6, ②
項目	生活保護利用者の「受診票」を申請制でなく速やかに送付すること。

本市では、40歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として 大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行って きたところです。なお、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中 である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診 査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受 診券や個人票を発送することとしています。

| 健康局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943

番号	7. ②
項目	窓口では、懇切丁寧に聞き取り、要領よく説明し、面談記録を他の相談員にも共有するなど、気持ちよい応対をすること。

「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日 社援保 発第 0330001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において「面接相談や保護の申請時においては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。」とされています。適切な面接相談となるよう受付面接担当者等に対し、研修等を実施しているところです。また、面接記録については課内で共有し、保護の適正な実施に努めております。

番号	7. ③
項目	「扶養照会」を強要しないこと。廃止を具申すること。

扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用す ることが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方につ いては、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、こ れまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に 対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っていま す。なお、生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることと なっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

番号	7. ④
項目	貸付「つなぎ資金」は速やかにすること。

本市では、つなぎ資金として大阪市緊急援護資金貸付事業を実施しており、本事業は、 生活福祉資金等の公的給付又は公的貸付から支給決定を受けた者が、その支払日までに緊 急に資金を必要とする場合に資金を貸し付けることにより、その世帯の援護を目的とする ものです。

貸付手続において、申込書の提出があった時は、必要に応じて借受資格等について調査 等を行った上で、貸付決定を行うこととなっております。

番号	7. ⑤
項目	CW(ケースワーカー)の対応の仕方が悪い例がある。区役所でも、研修や指導を
T A H	徹底すること。

CWは、生活保護法令はもとより実施要領に沿って適切に業務にあたる必要があります。 正しい知識を身につけるために引き続き研修等を開催し、被保護者の立場を理解して良 き相談相手となり、きめの細かい対応ができるようCWを指導してまいります。

担当

港区役所 総務課 (総合政策グループ) 電話:06-6576-9683

港区役所 保健福祉課 (生活支援グループ) 電話:06-6576-9873

番号	7. ⑥
項目	シングルマザー宅への訪問は必ず女性ケースワーカーが同行すること。
(回]答)
ク	ースワーカーは、家庭訪問において被保護者の状況を理解したうえで、自立助長を図
ると	ともに、信頼関係を築くよう努めております。なお、DV被害者など配慮が必要とさ
	方に対しては、状況に応じて対応しているところです。
,, , ,	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8014

番 7. ⑦ 号 項 生活保護手帳に基づき、鍼灸における4km以上の往療料算定を認めること。 目

(回答)

「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)は、要保護 者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮 した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないもので なければならないとされ(生活保護法第8条第2項)、当該基準の別表第4において、施術 のための費用は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和 36 年9月 30 日社 発第 727 号厚生省社会局長通知) 第3の別紙第4号の1から第4号の4の内容を基準とす るとされています。

また、上記運営要領の第3の7(1)及び(3)アにおいて、医療扶助における施術は、要保護 者の申請に基づき、その希望をきいて指定施術機関を福祉事務所が選定した上で、原則と して、必要最小限度のものを現物給付するとされています。

そのため、本市においては、要保護者の疾病や個別の事情等を踏まえ、施術の給付内容 や往療料等に係る費用が、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、 これをこえないものであるか」、「必要最小限度のものとなっているか」の観点から、各区 保健福祉センターが、要保護者の希望を確認した上で、指定施術機関を選定し、給付の可 否を決定しています。

番号	7. ⑧
項目	電化製品が故障した時の買い替え資金を援助すること。

生活保護は、生活保護法や「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知 以下「実施要領」といいます。)等に基づき実施しております。

実施要領において、日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入すべきと定められているため、電化製品等の購入については、生活保護費の中で賄っていただくことが基本となりますが、いくつかの要件を満たしている場合には支給することが可能となっています。

その要件としては、「保護開始時や長期入院・入所から退院・退所して新たに住居を構える必要がある場合」、「災害にあった場合」、「犯罪被害等により安全確保のために新たに転居する場合」等が実施要領において示されています。

なお、生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。

番号	7. 9
項目	「生活保護は権利です」のチラシやポスターを作成して活用すること。
大ると	回答) で阪市においてはホームページへの掲載等により、生活保護制度の概要について周知す ともに、生活に困窮されている方や保護の受給を希望される方は、ためらわずに各区 は福祉センターに相談されるよう案内しています。
担当	á 福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8012

番 8.①

項目

認可保育所への年齢別定員数と応募者数、利用保留児童数と内訳別数を明らかにし、 保留児童解消の具体的な対策・計画を提示すること。

(回答)

利用定員(私立のみ)は次のとおりです。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R7. 4. 1	3002	5881	6722	7057	7008	6862	36532

令和7年4月1日現在の国の定義に基づく待機児童数及び利用保留児童数は次のとおりです。 (単位:人)

区分	令和7年4月	令和6年4月	増 減
新規利用申込数(保育認定者のみ) (A)	14,840	14,058	782
利用決定児童数 (B)	11,900	11,267	633
転所希望(C) *1	412	340	72
利用保留児童数 (D)=(A)-(B)-(C)	2,528	2,451	77
一時預かり等対応幼稚園 (E)	23	22	1
企業主導型保育事業(F)	154	172	▲ 18
育休中 (G) ※2	767	1,080	▲ 313
求職活動休止中 (H) *3	229	208	21
特定保育所希望等 (I) ※4	1,355	967	388
待機児童数 (J) = (D) - (E) - (F) - (G) - (H) - (I)	0	2	▲ 2

(設明)

利用決定児童数には、調査日時点で保育施設等の利用内定を受けているものを含みます。

利用保留児童数のうち、こども家庭庁の基準により待機児童数から除外する項目ごとに計上しています。

*1 転所希望

保育所等を現在利用しているもののうち、第1希望の保育所等でない等の理由により他の保育所等への転所を 希望しているもので、現保育所等を継続して利用するもの

*2 育休中

4月1日現在において育体を取得しているもの(利用予約的に申込んだもののほか、利用保留により育体期間を延長するなど、結果として育体中となったものも含む)のうち、復職の意思がないことが確認できたもの

*3 求職活動休止中

4月1日現在において、保護者が求職活動を行っていることが確認できないもの

* 4 特定保育所希望等

他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し特機しているものや、利用可能な保 育所等のあっせんに応じなかったもの

本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めているほか、保育人材確保、保育所等における障がい児の受入れ等、様々な取組を実施し、引き続き待機児童を含む利用保留児童の解消をめざしています。

担当

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課(環境整備G・認可給付G)

電話:06-6208-8126 · 8018

番 8.②

項目

小中学校の統廃合は、教育的意義、保護者や地元の合意を得て、慎重に行うこと。また、学校選択制は合理的な理由のみに留め、「指定外通学」の適用をすすめること。

(回答)

【学校配置の適正化】

大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)」 からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立 ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なこ とから、学校配置の適正化に取り組んでいます。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例(以下「条例」という。)」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。

小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、 これに対応するため、審議会から、令和6年3月に中学校の配置の適正化に係る意見書が 教育委員会に提出されました。

当該意見書を踏まえ、令和6年9月開催の総合教育会議では、中学校の学校配置の適正 化の今後の進め方が協議され、その結果、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を 整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学 校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されました。これを受け、新た に中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和7年4月に条例を改正しました。

学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。

なお、港区では、上記の条例等に基づき、令和6年1月に策定した「港区西部地域学校 再編整備計画」により、令和9年4月には港中学校と築港中学校を統合し、令和11年4月 には八幡屋小学校、港晴小学校及び池島小学校を統合する予定としています。

同計画の策定前には、当該校への保護者説明会や、当該地域の方々との対話をはじめ、 区民全体への住民説明会や港区区政会議でも意見交換を行うなど、慎重に議論を重ねまし た。

同計画の策定後についても、小学校、中学校のそれぞれに「学校適正配置検討会議」を立ち上げ、保護者や地域の方の代表者をメンバーとして委嘱し、意見をお聞きしています。

【学校選択制】

学校選択制は、大阪の教育力の向上・充実を図り、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者が「意見を述べ学校を選択できること」や、「学校教育に深い関心を持つこと」、また、「特色ある学校づくりが進むこと」などを期待されるメリットとして、PTA 代表、学識経験者、公募委員などからなる熟議を経て、平成 26(2014)年度入学生から制度導入されたものです。

令和3年(2021)度に、制度導入時に小学校へ入学した児童が中学校へ進学する時期に達したこと等から、一定の検証を行うこととし、制度導入時から経年で実施してきた保護者アンケートについて質問項目を拡充するとともに、あらたに地域関係者や学校を対象としてアンケートを実施し、外部有識者によるデータ分析の助言や学校長との意見交換を行い、令和5年3月に検証報告書をとりまとめたところです。

検証は、「制度の満足度」や「学校教育への関心」、「特色ある学校づくり」が進んだかといった9つの視点ごとにアンケート結果に基づきデータ分析を行い、保護者全体の約7割が「良い制度だと思う」、約2割が「どちらでもない」、約1割が「良い制度だと思わない」との回答をいただいております。

「学校選択制」は、就学すべき学校の指定に先立ち、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる制度で、理由を問わず学校選択が可能、保護者の意見を一定反映できる制度であるのに対し、本市における指定校の変更(「指定外就学」)は、学年途中の転居や保護者の就労等による留守家庭児童(小学生)、いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の場合など、許可基準を定め、通学区域以外の学校への就学を認めているものであり、どちらも必要な制度であると考えています。

なお、港区では、「ぜひこの学校に行って学びたい」という積極的な希望にこたえる制度とするため、希望できる学校を1校のみとしています。

教育委員会事務局 総務部 学事課 電話:06-6208-9111·9114

| 港区役所 協働まちづくり推進課(教育・人権啓発) 電話:06-6576-9975

港区役所 窓口サービス課(住民情報) 電話:06-6576-9963

担当

番号	9, ①
項目	フードバンク・フードパントリー・お弁当配布などの民間団体の取り組みについては、 会場費補助、チラシ配架などの支援を行うこと。

本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立 相談支援窓口を各区役所に設置しております。

生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。

また、そうした支援に対する区の予算等につきましては、状況を分析しながら、より効果的な支援となるよう検討を進めてまいります。

福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話:06-6208-7959

担当

港区役所 保健福祉課 (生活支援グループ) 電話:06-6576-9873

番号	9. ②
項目	子ども食堂、無料塾、子育て相談などの施策支援・事業を拡大すること。

【こども食堂】

こども食堂等のこどもの居場所(以下、「こどもの居場所」という。)については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている活動であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、運営されております。また、活動団体によりその対象者や活動内容も様々です。

本市においては、活動団体の主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成 30 年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「こども支援ネットワーク」を構築し、こどもの居場所への側面的な支援を行っているところです。

引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、多く の企業等からの支援がしっかりとこどもの居場所に届けられるよう取り組んでまいります。

【無料塾】

港区として無料塾の実施はございませんが、基礎学力の向上及び学習習慣の定着を図ることを目的に民間事業者を活用した課外学習事業「みなと塾」を、令和7年10月1日現在、中学校を会場としたものを3教室開校しています。本事業は無料ではありませんが、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー(大阪市習い事・塾代助成カード)で受講することで実質無料となるように料金を設定しています。また本事業充実のため、令和8年4月に更に小学校を会場とした教室を3校開校予定です。

【子育て相談】

本市では、各区保健福祉センターにおいて、妊娠・出産・子育てなどの相談支援を行っておりますが、令和6年度からは各区保健福祉センターにおいて、こども家庭センター業務を実施し、これまでの相談支援に加えて、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して切れ目のない一体的な相談支援を行っています。

令和7年度より、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる地域子育て相談機関を開設し、子育て支援施設等において、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じてこども家庭センター等の関係機関と連携を図りつつ、必要な助言や必要な支援につなぐよう取り組んでまいります。

こども青少年局企画部企画課 (こどもの貧困対策G)電話:06-6208-8153こども青少年局子育て支援部管理課 (子育て支援G)電話:06-6208-8112こども青少年局子育て支援部管理課 (母子保健G)電話:06-6208-9967こども青少年局子育て支援部管理課 (児童支援対策G)電話:06-6208-8867

港区役所 保健福祉課 (子育て支援グループ) 電話:06-6576-9856

担当

港区役所 協働まちづくり推進課 (教育・人権啓発) 電話:06-6576-9975

番 10. ① 号 避難所の開設の情報、停電時の支援、要支援者の安否確認など、地域での救援・救助 項 活動がスムーズに出来るように、指示し、援助すること。

(回答)

避難所の開設状況は、大阪防災アプリやおおさか防災ネットで公開し、避難がスムーズ にできるよう努めています。

停電時には、ソーラー式ランタン、太陽光電池による充電可能な投光器により灯りを確 保するとともに、避難者や避難所運営者のスマートフォン等を給電するためのガスボンベ 式発電機を活用し、避難所運営活動を支援できるようにしています。

また、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認につきまして、大阪市避難行動 要支援者避難支援計画(全体計画)において自主防災組織があらかじめ収集した情報を基 に行うことを基本としていますが、自主防災組織では収集できない情報もありえることか ら、区本部は自主防災組織の協力を得て、小学校区域ごとに整理している「大阪市避難行 動要支援者名簿」に基づき避難行動要支援者の避難状況を確認し、安否が未確認の場合は 自主防災組織に迅速な安否確認を依頼し、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を指示す ることとしています。

危機管理室 危機管理課(庶務G) 電話:06-6208-7378 担当 危機管理室 危機管理課(減災対策G) 電話:06-6208-7380

	番号	10. ②
ſ		各区の避難所数と、飲食料数・毛布備蓄数、避難所利用予想数、要避難支援者数と
	項目	対策、生活弱者・障がい者への支援策、マンション居住者対策、津波対策、福祉避
		難所数などの避難計画を明示すること。

大阪市では、「大阪市地域防災計画」のほか、「避難所開設・運営ガイドライン」、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」等を策定しており、災害時の避難場所・避難所一覧、大阪市における備蓄品目・数量及び障がい者等への支援策等を公表しています。

港区においても、「大阪市地域防災計画」をもとに、港区の防災対策の基本的な事項をとりまとめた「港区防災計画」を策定しています。

この「港区防災計画」では、災害時避難行動要支援者に対する支援策や津波避難対策に 関することのほか、防災意識の普及・啓発として、広報紙等での情報発信やマンション居 住者に対しての啓発等について記載しており、この計画に沿って取り組みを進めていくと ともに、「港区防災計画」を港区ホームページで公開しています。

また、災害時避難所や福祉避難所、津波避難ビル等を記載した「港区防災マップ」や高潮及び津波等により浸水が想定されている区域と浸水深を示した「水害ハザードマップ」を区役所で配架しており、お持ち帰りいただけるほか、港区ホームページで公開しています。

また「港区防災マップ」については、毎年夏頃に、港区の広報紙「広報みなと」の防災特集記事に掲載しています。

今後とも、引き続き区の特性を踏まえた防災対策を強化するとともに地域防災力の向上 に取り組んでまいります。

担当

港区役所 協働まちづくり推進課(安全・安心グループ) 電話:06-6576-9881

番号	10. ③
項目	避難ビルの活用、災害用の物資、人的支援など、民間の協力・支援による防災態勢を 拡充すること。

現在、市立学校や市営住宅等の公共施設のほか、民間企業等の協力を得て、津波避難ビル・水害時避難ビルを確保しています。津波避難ビル・水害時避難ビル等はこれまでに、本市として、約3,000 棟(令和7年7月14日時点)の施設を確保しています。

発災時の受援体制については、「応急対策職員派遣制度」や各所属において締結している「災害時相互応援協定」等に基づく国又は他の地方公共団体から応援のほか、今年度新たに創設された「被災者援護協力団体」の登録制度の活用を通じた NPO やボランティア団体の受け入れなど、官民問わず様々な団体からの人的支援の受入を迅速かつ円滑に行えるよう、引き続き体制の構築に努めてまいります。

災害用備蓄物資については、大阪府域救援物資対策協議会「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」及び、大阪市「避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき備蓄しております。加えて、民間事業者等との物資供給にかかる協定等の締結を進め、需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努めています。

今後も、災害時の安全確保のため、民間の皆様のご協力・ご支援を積極的にいただきながら、企業等との協力体制のさらなる拡充に努めてまいります。

危機管理室 危機管理課 (防災計画G) 電話: 06-6208-7385 危機管理室 危機管理課 (防災企画G) 電話: 06-6208-7378 危機管理室 危機管理課 (減災対策G) 電話: 06-6208-7380

担当

番 11. ①

項 <u>市営住宅への落選者に対して援助策を講ずること。</u>また、政策空家を減らし、市営住宅を増設 すること。<u>若者が入居しやすいように、所得制限を緩和すること。</u>

(下線部について回答)

多数回落選実績保有者に対する対応については、定期募集及び親子近居等募集(平成 28 年以降 実施分の公営・改良住宅の落選分に限る。)の落選回数実績が11回以上の方を優先選考の対象とし、 例年4月・9月に別枠募集を実施しています。

公営住宅の入居収入基準については、市営住宅団地住民の高齢化が進展している状況を踏まえ、コミュニティの活性化を図るため、特に若者夫婦・子育て世帯を中心とした若い世帯の入居の促進を図ることとしており、若者夫婦・子育て世帯の入居収入基準を、国で示された裁量の上限まで拡大するとともに、子育て世帯の対象を高等学校修了前とされる 18 歳以下の子どもがいる世帯まで緩和しております。

また、中堅層向けの良質な賃貸住宅が民間市場において不足していたことに対応するとともに、 中堅所得者の市内定住に効果をあげるため、公営住宅施策対象階層より所得の高い層を対象とし て、昭和50年代に特定賃貸住宅を設置したのをはじめとして、特別賃貸住宅(愛称:市営すまい りんぐ)を供給してきております。

さらに、平成 19 年度より、周辺に中堅層向け住宅がなく、特に高齢化率の高い公営住宅団地等について、団地コミュニティの活性化を図るため、公営住宅等の位置付けを変更し、若者夫婦(令和 6 年度までは新婚世帯・婚約者向け)・子育て世帯を対象とした中堅層向け住宅として、募集を実施しております。

番	11. ①
号	
項	市営住宅への落選者に対して援助策を講ずること。また、政策空家を減らし、市営住宅を増
目	<u>設すること。</u> 若者が入居しやすいように、所得制限を緩和すること。

(下線部について回答)

本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んで まいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約11万戸と、住宅総数に占める比率は政令市で もトップの水準となっております。

今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用してい くことが重要であると考えておりまして、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建 替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。

番号	11. ②
項目	マイナンバーカードを強制しないこと。

市営住宅の入居資格審査に際し、審査対象となる収入の課税時点において大阪市外に居住されていた方につきましては、本市において収入状況の確認ができないため、居住されていた市区町村の住民税課税証明書又は個人番号(マイナンバー)を提供いただくことで収入を確認しております。なお、個人番号(マイナンバー)の提供は任意であり、強制するものではありません。

番 12. ①

オンデマンドバス、コミュニティバスを運行すること。

項 <u>また、</u>利用料金は100円、予約は電話対応も可能、敬老パスの利用も可など、<u>幅広</u> 目 <u><利用できる制度にすること。</u>

(下線部について回答)

市域内において、必要な輸送サービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、現在、大阪シティバス(株)が運行するバス路線については、旧交通局と各区が区民ニーズなど利用状況に合わせて調整を行い、路線の設定をおこなったものです。

現在においても、市域内は鉄道を中心に民間事業者のバス路線も含めた交通ネットワークが網羅されており、需要に応じた輸送サービスは確保できていると考えています。

また、これら必要な輸送サービスを維持した上で、なお区内で独自に移動手段を必要とする場合は、各区において地域の実情に応じて取り組むこととなっており、区民サービス向上のための多様な手段に取り組まれている各区において検討されるものです。

一方で、本市では市民のさらなる利便性向上に向け、令和3年よりAIオンデマンド交通の社会実験に取り組んでおり、今年度、社会実験のエリアをさらに拡大する予定です。

項目シテイバス・地下鉄に関する要望窓口を市役所に設置すること。	番号	12. ②
		シテイバス・地下鉄に関する要望窓口を市役所に設置すること。

大阪市では、平成30年4月にこれまで交通局が運営してきた地下鉄事業・バス事業を民営化し、それぞれの運営を、大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)、大阪シティバス株式会社に引き継いでいます。

シティバス・地下鉄に関するご要望はOsaka Metroが開設している「Osaka Metro・シティバスお客さまセンター」にて受け付けています。

番号	13. ①
項目	協議にあたっては、会場の開場は30分前からにすること。
(回答 本回答	

港区役所 総務課 (総合政策グループ) 電話:06-6576-9683

担当

13. ② 뭉

項 | 国保・介護料の減免チラシ、無料低額診療と一部負担金免除のチラシ、防災関連の地 図、高齢者施策や福祉施策の冊子などの資料を準備すること。

(回答)

協議時、用意する資料は下記のとおりです。

【国民健康保険・無料低額診療事業】

「国民健康保険のしおり」

「国民健康保険料の軽減・減免基準のご案内」

「国民健康保険一部負担金減免制度のご案内(無料低額診療事業のご案内)」など。

【介護保険】

ハートページ

令和7年度 介護保険料決定・変更決定通知書について (チラシ) 高齢者の介護を社会全体でささえます「介護保険」(令和7年10月大阪市) 大阪市介護保険料の軽減・免除制度について

【防災地図】

「港区防災マップ」 「水害ハザードマップ」

【高齢者施策】

大阪市高齢者施策のあらまし

大阪市高齢者在宅福祉サービス一覧 自宅で生活する高齢者のかたへ

【福祉施策】

一障がいのある方へ一 福祉のあらまし(令和7年度版)

港区役所 窓口サービス課 (保険年金・保険グループ) 電話:06-6576-9956

担当 港区役所 保健福祉課 (保健福祉グループ) 電話:06-6576-9857

港区役所 協働まちづくり推進課 (安全・安心グループ) 電話:06-6576-9881